

20財事業第1167号
平成21年3月25日

東京都福祉サービス第三者評価
認証評価機関 各位

東京都福祉サービス評価推進機構
(財) 東京都高齢者研究・福祉振興財団
事業部長 青木 ゆうこ
(印 章 省 略)

福祉サービス第三者評価機関認証要綱第2条第9号に定める「当該評価機関に所属する評価者であることを証する書類」の取り扱いについて（通知）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、認証要綱第2条第9号に定める「当該評価機関に所属する評価者であることを証する書類」に記載すべき事項を下記のとおり定めましたので通知いたします。

なお、平成20年3月21日付19財事業第1035号通知は平成21年3月31日をもって廃止します。

記

- 1 認証要綱第2条第9号に定める「当該評価機関に所属する評価者であることを証する書類」に記載すべき事項
 - (1) 評価機関名
 - (2) 評価機関認証番号
 - (3) 評価者名
 - (4) 評価者養成講習修了者番号
 - (5) 評価実施の際に担当する分野（「福祉サービス分野担当」あるいは「組織マネジメント分野担当」）
 - (6) 「上記の者は、当評価機関の評価者であることを証明します。」の旨の表記
 - (7) 評価機関の印
 - (8) 評価者本人であることが確認できる写真

ただし、利用者調査とサービス項目を中心とした評価を行う際にあつては、(5)の記載は不要とする。

- 2 本通知の適用日
本通知は平成21年4月1日から適用する。